

和歌山県社会的養育推進計画

令和2年3月
和歌山県

目次

第1章 はじめに	1
第2章 当事者である児童の権利擁護の取組.....	3
第3章 市町村の児童家庭支援体制の構築等の取組.....	7
第4章 代替養育を必要とする児童数の見込み.....	10
第5章 里親等への委託の推進に向けた取組.....	15
第6章 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	22
第7章 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	25
第8章 一時保護改革に向けた取組	29
第9章 社会的養護自立支援の推進に向けた取組.....	34
第10章 児童相談所の強化等に向けた取組.....	37
第11章 計画の達成状況の点検及び評価.....	40
資料編1 当事者である児童からの意見聴取.....	41
資料編2 児童養護施設等における児童の権利擁護の取組	46

第1章 はじめに

1 計画の趣旨

平成 28 年の児童福祉法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 63 号)(以下「平成 28 年改正法」という。)において、児童の権利に関する条約を踏まえ、児童が権利の主体であることが位置付けられるとともに、児童の家庭養育優先原則が明記されるなどの児童福祉法等の抜本的な改正を受けて、平成 29 年8月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において「新しい社会的養育ビジョン」(以下「ビジョン」という。)が取りまとめられました。

これらを踏まえて、国・地方公共団体においては、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、家庭における養育環境と同様の養育環境である里親やファミリーホーム(以下「里親等」という。)への委託を推進し、また、施設で養育される場合においても、できる限り良好な家庭的環境を確保し、児童の最善の利益を実現していく必要があります。

全ての児童や児童をとりまく関係者が児童の人権を大切にすることを認識するとともに、一人一人の児童の人格や個性が尊重され、豊かな人間性を育む養育環境づくりを目指すため、平成 27 年3月に策定された「家庭的養護の推進に向けた和歌山県推進計画」(以下「前計画」という。)を全面的に見直し、「和歌山県社会的養育推進計画」として新たに策定するものです。

2 計画の基本方針

◇ 児童一人一人の人権を尊重し、児童の最善の利益を実現する視点

全ての児童は命が守られ、児童自身や保護者の人種、性別、意見、障害、経済状況など、いかなる理由でも差別されず、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できる権利を有しています。また、児童は自分に関係のある事柄について自由に意見を表す権利も有しています。こうした児童の人権を尊重しつつ、児童の最善の利益を第一に考えた環境づくりを進めます。

◇ 家庭養育優先原則の視点

全ての児童が保護者と安定的、継続的に信頼関係を築き、安心して生活できる環境を確保するため保護者を支援することを原則としつつ、児童が保護者のもとで養育されることが困難な場合には、「家庭における養育環境と同様の養育環境」や「できる限り良好な家庭的環境」において養育される環境づくりを進めます。

◇ 社会全体で子育てを支援していく視点

児童の健やかな育ちと子育てを支えることは、児童や保護者の幸せにつながることはもとより、将来の社会の担い手の育成の基礎となる重要なものであることから、社会の全ての構成員が、子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、全ての児童が健やかに成長できる社会の実現を目指します。

◇ 児童の健やかな発達を保障する視点

乳幼児期は基本的信頼感を育み、その後の心の発達や人間関係に大きく影響する愛着の形成を確立し、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえた上で、児童の育ちについて十分理解し、一人一人の発達に応じた適切な保護者の関わりや質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を行うことを目指します。

◇ 児童の成育過程にあわせた切れ目のない支援の視点

新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て大人になるまで、居住する地域や社会的状況、経済的状況など、児童や保護者を取り巻く環境が変わった場合でも、切れ目なく児童の成長を支える環境づくりを進めます。

3 計画期間

令和2年度から令和11年度(10年計画)

前期: 令和2年度～令和6年度

後期: 令和7年度～令和11年度

4 計画の位置づけ

この計画は、「紀州っ子健やかプラン2020」(子ども・子育て支援事業支援計画)及び「和歌山県子ども虐待防止基本計画」(以下「基本計画」という。)その他の関係計画等と調和・連携を図り、実施していくものとします。

5 当事者である児童の意見

この計画を策定するにあたり、当事者である児童(社会的養護経験者を含む)の意見を反映する方法として、中学生以上の児童養護施設、ファミリーホームで生活している児童や里親から自立した方に対してヒアリングを実施しました。結果については別添のとおりです。

第2章 当事者である児童の権利擁護の取組

1 現状及び課題

平成28年改正法には児童が権利の主体であることが明記されるとともに、ビジョンにおいては「子どもは年齢に応じた意見表明権を持ち、意見の表明と適切な応答関係の保障は、子どもの発達の基盤となる。意見を適切に表現することが困難な場合にはアドボケートを利用できる制度の創設が必要である」とされており、児童の最善の利益を実現するためには、措置された児童等や一時保護された児童等の権利擁護の強化、意見表明の機会の場の確保が非常に重要となります。

本県では、児童の権利について分かりやすくまとめた「子どもの権利ノート」を作成し、里親等に委託される児童や児童養護施設等に入所する児童等に児童相談所の児童福祉司や児童心理司（以下「児童福祉司等」という。）が説明するとともに、定期的に児童福祉司等が児童等へ面接を実施しています。

さらに、児童養護施設等への指導監査などの機会を捉え、意見箱の設置や児童会開催など、児童が意見を表明する場の確保を促し、児童の権利擁護の確保に努めてきたところです。

しかし、児童等へのヒアリング調査の結果、「児童に権利があるとは知らなかった」、「子どもの権利ノートの内容を覚えていない（幼い頃に措置されたので、もらっていない）」、「第三者委員の存在を知らない」、「意見箱に意見を入れても、どう解決されたのか分からない」、「児童会は行事を決めるだけで、意見を言う場と認識していない」などの課題が判明しました。

また、第三者による意見聴取等の取組について、ほとんどの児童等が「第三者による意見聴取はある方が良い」、「定期的に会いに来てくれる人であれば相談しやすい」との意見であった一方で、「月1回会いに来てもらっても特に話すことがない」、「相談することがないのに来てもらうのは気が引ける」という意見もありました。

基本計画において、児童養護施設等で生活する児童や一時保護された児童の意見表明権を保障する取組として、社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置専門部会などを活用することとしておりますが、社会的養護を利用する全ての児童の意見表明権を保障する仕組みとしては十分ではない部分もあり、既存の取組の見直しを行うことや、新たな権利擁護の取組を検討することなどが必要です。

2 基本的な方向性

- (1) 社会的養護の下で育つ児童が自らの意見を表明できるよう、児童が権利を有すること、また、意見表明の手段があることなどについて、児童へ周知します。
- (2) 児童相談所や児童養護施設等において、児童の権利に関する職員の意識の向上を図るとともに、児童が意見を表明するための取組を充実させます。また、児童の意見を第三者が代弁するアドボケート制度の導入などを検討します。
- (3) 児童の意見に対して適切な対応が図られる体制を構築します。

3 具体的な取組

項目	取組内容
児童の権利に関する周知、啓発の実施	<p>児童が権利の主体であること及び意見表明の方法があることを周知する「子どもの権利ノート」について、児童の年齢や措置状況などに配慮した内容に見直すとともに、一時保護児童や里親等委託、児童養護施設等に入所となる児童等に手渡し、児童福祉司等が丁寧に説明を行います。</p> <p>また、里親や乳児院、児童養護施設等に対し、「子どもの権利ノート」を定期的に児童等に説明するなどの取組を促します。</p>
児童が意見を表明し、その意見を反映する仕組みづくり	<p>児童に必要な支援の提供や援助方針決定に当たり、児童福祉司等が児童の意見を丁寧に聞き取り、可能な限り反映します。児童の最善の利益のためにその意見を反映できない場合には、その理由などを児童の発達段階に応じ、分かりやすく説明します。</p> <p>乳児院、児童養護施設等に対し、定期的に児童へのアンケートや個別面接を実施するなどの方法を取り入れた児童の意見聴取についての工夫や、意見箱や児童会に寄せられた意見を児童へフィードバックする取組を行うよう徹底します。</p> <p>また、里親家庭で育つ児童に対しても、児童相談所や里親支援機関等がアンケートを実施するなどの取組を行います。</p> <p>さらに、児童養護施設等で生活するすべての児童等が第三者委員の役割や連絡先、その相談方法について理解できる</p>

	<p>よう、児童養護施設等が児童等への周知を徹底するよう助言指導し、苦情解決体制の整備を行います。</p> <p>児童養護施設等に受審が義務付けられている第三者評価結果について、県もその結果に基づき児童養護施設等が取り組む改善状況について確認し、助言指導を行います。</p>
児童の権利擁護のための制度構築	<p>社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置専門部会を活用したアドボケイト制度の構築に関しては、国の調査結果や先進事例等について情報収集を行い、効果的な取組方法等について検討します。また、児童の支援に直接関わっていない学識者や弁護士などの第三者が定期的な訪問面接において児童の意見聴取を行うなどの取組についても併せて検討します。</p>
出自を知る権利の保障	<p>児童相談所はライフストーリーワークを意識した児童の記録作成を行うなど、児童の出自を知る権利を保障します。</p> <p>真実告知や生き立ちに関する相談等に対応するため、里親や乳児院、児童養護施設等に県と同様の取組を求めるとともに、技術的な助言指導を行います</p>
児童の権利擁護に関する専門性の向上	<p>里親や乳児院、児童養護施設等の関係者に対して児童の権利擁護に関する研修を行い、児童の権利擁護に関する意識や援助技術の向上を図ります。</p>
施設等における虐待防止対策の実施	<p>被措置児童等虐待が疑われる事例が発生した場合には、迅速に児童の安全を確認し、問題の解決を図ることができるよう、「和歌山県被措置児童等虐待対応マニュアル」を活用し、児童の権利擁護に努めます。</p>

4 評価指標

評価指標	R1年度 (現状)	R2年度 (1年目)	R6年度 (5年目)	R11年度 (10年目)
里親等や児童養護施設等職員に対する児童の権利擁護、被措置児童等虐待防止に関する研修受講率	—	100%	100%	100%
里親家庭や児童養護施設等で育つ児童等に対する定期的なアンケートや個別面談等の実施率	【施設等】 93% 【里親等】 未実施	100%	100%	100%

第3章 市町村の児童家庭支援体制の構築等の取組

1 現状及び課題

子育て家庭をとりまく環境は、地域のつながりの希薄化、ライフスタイルの変化や核家族化の進行等により、親族や地域からの支援が受けづらいものとなっており、保護者の育児に対する不安感や負担感を軽減するために、身近な場で日常的、継続的に子育てを支援する取組が必要です。

児童虐待の背景には、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えているケースや、産前産後の心身の不調、複雑な家庭環境等の問題があり、一つの機関だけでは十分状況を把握できない場合があります。こうした状況に対応するため、市町村などが実施する子育て支援事業等により家庭の状況を把握し、早期に必要な支援につなぐことが大切です。

現在、県内すべての市町村に児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会が設置されており、民間団体等も含めた幅広い関係機関での情報共有等を行っております。さらに、県と市町村とは、平成30年度に「和歌山の子・みまもり体制に関する協定書」を締結し、適切な役割分担のもと連携しています。

また、母子保健法に基づき市町村に設置される、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援をワンストップで行う「子育て世代包括支援センター」は、平成31年4月時点で26市町村に設置されています。

一方、児童福祉法に基づき市町村に設置が求められている、児童とその家庭の相談支援や地域の関係機関による子育て支援ネットワークの構築等を担う「子ども家庭総合支援拠点」は、同時点で2市町にとどまっています。

なお、ひとり親家庭や特定妊婦等からの多様なニーズに対応するため、市町村は母子生活支援施設をはじめとした関係機関と連携した支援を強化することが求められています。母子生活支援施設は、母子分離せずに児童を支援できる唯一の児童福祉施設であり、家庭養育優先原則が明記されたことも踏まえ、そのニーズに応じて利用されることが期待されています。

複雑な生育歴や様々な価値観を持ち合わせる児童及び養育者に寄り添えるよう、専門的な知識を保有する人材の育成と人員体制の強化に努めるなど、市町村の体制を充実することが必要です。

2 基本的な方向性

- (1) 県内全ての児童や家庭が、身近な地域で切れ目なく相談支援が受けられるよう、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の整備を促進します。
- (2) 市町村が、児童相談所や警察、児童家庭支援センター、その他関係機関と連携しながら要保

護児童対策地域協議会の運営を適切に行うことができるよう、技術的助言を行うとともに、研修開催等による職員の専門性向上を図ります。

(3) 保護者の育児に対する不安感や負担感を軽減するため、子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)など、市町村が実施する支援事業の充実を図ります。

(4) 母子生活支援施設は母子分離せずに児童を支援できる施設であることから、母子が共に暮らし、安定した生活を送ることができるよう、母子生活支援施設の活用を促進します。

3 具体的な取組

項目	取組内容
市町村の相談支援体制の充実	子育て家庭に身近な地域において、地域子育て支援拠点や子育て世代包括支援センターなどの相談支援体制の充実を図ります。
	児童とその家庭、妊産婦等に対する児童家庭相談全般を担う子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置します。
関係機関との連携強化	市町村は、要保護児童対策地域協議会において、支援を要する児童や家庭等に関する情報共有を徹底し、各機関による連携した支援を行います。
	児童相談所と市町村は「和歌山の子・みまもり体制に関する協定書」及び「和歌山県市町村児童家庭相談マニュアル」に基づき、適切な役割分担のもと児童虐待に対応します。
子育て支援メニューの充実	市町村における子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、未就園児等全戸訪問事業の実施を促進します。
	住民のニーズに柔軟に対応できるよう、乳児院、児童養護施設等だけでなく、地域の里親等を活用した子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)の実施を促進します。
相談援助に対する専門性の向上	要保護児童対策調整機関の調整担当者や子育て世代包括支援センターなどの市町村職員の専門性の向上、要保護児童対策地域協議会などの機能強化を図るため、各種

	<p>研修を行います。</p> <p>また、市町村職員の児童相談所への受け入れを行います。</p>
母子生活支援施設を活用した支援	<p>家庭養育優先原則を踏まえ、母子分離せずに児童を支援できる母子生活支援施設が利用されるよう、改めて市町村等へ周知を行い、市町村と連携し、利用の促進を図ります。</p>

4 評価指標

評価指標	H31年4月 (現状)	R2年度 (1年目)	R6年度 (5年目)	R11年度 (10年目)
子育て世代包括支援センター設置数	26市町村	全市町村	全市町村	全市町村
子ども家庭総合支援拠点設置数	2市町	5市町村	全市町村	全市町村
子育て短期支援事業実施市町村数	28市町	28市町	全市町村	全市町村

第4章 代替養育を必要とする児童数の見込み

各施策の具体的な取組を検討するにあたり、数値目標の基礎となる里親、ファミリーホーム、乳児院及び児童養護施設で養育が必要な「代替養育を必要とする児童数の見込み」について、算出します。

1 児童の人口推計

児童数の見込みは、「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)により5年ごとに推計します。平成27年の国勢調査の各年齢別の人口割合から年齢区分別に算出します。今後、10年間で約14,000人(11%)減少することが見込まれます。

児童人口推計

区分	実績				推計		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R2年度	R6年度	R11年度
3歳未満	20,422人	20,085人	19,748人	19,412人	20,055人	19,402人	18,405人
3歳以上就学前	29,817人	29,377人	28,938人	28,499人	28,565人	27,923人	26,724人
学童期以降	95,718人	93,910人	92,102人	90,293人	86,677人	82,494人	79,177人
計	145,957人	143,372人	140,788人	138,204人	135,297人	129,819人	124,306人

2 代替養育を必要とする児童数の見込み

各施策の具体的な取組を推進する上で基礎となる、計画期間中の「代替養育を必要とする児童数」を算出します。

算出方法は以下のとおりです。

$$\text{代替養育を必要とする児童数} = \boxed{\text{児童人口推計}} \times \boxed{\text{代替養育が必要となる割合 (潜在的需要を含む)}}$$

(1) 代替養育が必要となる割合

代替養育が必要となる割合は現に代替養育を必要とする児童数の児童人口に対する割合とします。平成27年度から平成30年度の間、里親等に委託されている児童及び乳児院、児童養護施設などに措置されている児童は約400人前後で推移しています。平成31年3月末時点で429人となっており、児童人口に対して0.310%となっています。

現に代替養育を必要とする児童数の児童人口に対する割合

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
児童人口(18 歳未満)	145,957 人	143,372 人	140,788 人	138,204 人
代替養育児童数	405 人	387 人	408 人	429 人
乳児院	31 人	29 人	27 人	35 人
児童養護施設	307 人	284 人	305 人	317 人
里親	58 人	54 人	54 人	54 人
ファミリーホーム	9 人	20 人	22 人	23 人
現に代替養育を必要とする児童数の割合	0.277%	0.270%	0.290%	0.310%

(2) 新規入所措置等児童や一時保護児童数の状況

近年の養護相談対応件数の増加を踏まえて、新規入所措置等児童数と一時保護児童数の状況や伸び率は今後の代替養育が必要となる割合に直接影響を及ぼすと考えられますので、過去 10 年間の双方の伸び率を潜在的需要として代替養育が必要となる割合に加味することとします。

新規入所措置等児童数及び一時保護児童数の過去 10 年間の推移

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
新規入所措置等児童数	107 人	132 人	130 人	99 人	160 人	142 人	139 人	121 人	121 人	85 人
一時保護児童数	202 人	294 人	316 人	294 人	314 人	333 人	342 人	303 人	299 人	291 人

※新規入所措置等児童数の 10 年間の伸び率は 79%(85 人/107 人)、一時保護児童数の 10 年間の伸び率は 144%(291 人/202 人)であることから双方の伸び率を考慮し、1 年あたりの伸び率を 0.8%とする

(3) 代替養育を必要とする児童数の見込み

上記の数値をもとに、代替養育を必要とする児童数を見込みました。新規入所措置等児童数や一時保護児童数の伸び率を加味しても、児童人口の減少が大きいいため、代替養育を必要とする児童数の見込みは減少していくことが見込まれます。

代替養育を必要とする児童数の見込み

	実績				推計		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R2年度	R6年度	R11年度
児童人口 ①	145,957人	143,372人	140,788人	138,204人	135,297人	129,819人	124,306人
代替養育割合 ②	0.277%	0.270%	0.290%	0.310%	0.310%	0.310%	0.310%
潜在的需要 ③	—	—	—	—	100.8%	104.1%	108.3%
代替養育を必要とする児童数の見込み (①×②×③)	405人	387人	408人	429人	423人	419人	418人

代替養育を必要とする児童数の見込み

区分	R2年度 (1年目)	R6年度 (5年目)	R11年度 (10年目)
全体	423人	419人	418人
3歳未満	36人	35人	35人
3歳以上就学前	83人	82人	82人
学童期以降	304人	302人	301人

3 里親等委託が必要な児童数の見込み

里親等委託が必要な児童数の算出方法は以下のとおりです。

$$\text{里親等委託が必要な児童数} = \boxed{\text{代替養育を必要とする児童数}} \times \boxed{\text{里親等委託が必要な児童の割合}}$$

(1) 里親等委託が必要な児童の割合

里親等委託が必要な児童の割合の算出に当たっては、家庭養育優先原則を十分踏まえたアセスメントの結果によって、児童の最善の利益の観点から個々の児童に対する措置が行われるものであって、里親等委託の推進のために機械的に措置が行われるべきではありません。

また、乳幼児期は愛着を確立する重要な時期であり、児童の精神面の発達や対人関係、感情のコントロールなどの成長過程に影響を及ぼすことを念頭に置き、里親等委託が必要な児童の割合を算出します。

平成 29 年度、平成 30 年度の2年間に乳児院、児童養護施設に新規入所措置された児童

(124 ケース)について、児童に必要な支援内容に着目した場合の措置先として里親等、乳児院、児童養護施設が最も望ましい養育環境であると考えられたケースをもとに里親等委託が必要な児童の割合を算出します。

里親等委託が必要な児童の割合

最も望ましい措置先	里親等 ①	乳児院 ②	児童養護施設 ③	計 ④(①+②+③)	里親等委託が必要な児童の割合 ①/④
全体	39人	6人	79人	124人	31.5%
3歳未満	6人	6人	0人	12人	50.0%
3歳以上就学前	8人	0人	16人	24人	33.3%
学童期以降	25人	0人	63人	88人	28.4%

(2) 里親等委託が必要な児童の割合の置換

(1)で算出した数値を平成 30 年度において現に代替養育を必要とする児童数である 429 人に置換えた上で、里親等委託が必要な児童の割合を算出します。

里親等委託が必要な児童の割合(置換)

最も望ましい措置先	現に里親等委託している児童数 ①	里親等 ②	乳児院 ③	児童養護施設 ④	計 ⑤	里親等委託が必要な児童の割合 (①+②)/⑤
全体	77人	112人	16人	224人	429人	44.1%
3歳未満	3人	17人	16人	0人	36人	55.6%
3歳以上就学前	16人	23人	0人	45人	84人	46.4%
学童期以降	58人	72人	0人	179人	309人	42.1%

(3) 里親等委託率の目標値

(2)で算出したとおり里親等委託率の目標値を設定します。

里親等委託率の目標値

区分	H30 年度 (実績)	R6年度 (5年目)	R11 年度 (10 年目)
全体	17.9%	31.5%	44.1%
3歳未満	8.3%	32.0%	55.6%
3歳以上就学前	19.0%	32.7%	46.4%
学童期以降	18.8%	30.5%	42.1%

(4) 里親等委託が必要な児童数の見込み

(3)で設定した里親等委託率の目標値により、里親等委託が必要な児童数の見込みを算出します。

里親等委託が必要な児童数の見込み

区分	H30 年度 (実績)	R6年度 (5年目)	R11 年度 (10 年目)
全体	77 人	132 人	186 人
3歳未満	3 人	12 人	20 人
3歳以上就学前	16 人	27 人	39 人
学童期以降	58 人	93 人	127 人

(5) 施設で養育が必要な児童数の見込み

施設で養育が必要な児童数の見込みは、代替養育を必要とする児童数の見込みから里親等委託が必要な児童数の見込みを減じて算出します。

施設で養育が必要な児童数の見込み

区分	H30 年度 (実績)	R6年度 (5年目)	R11 年度 (10 年目)
全体	352 人	287 人	232 人
3歳未満	33 人	23 人	15 人
3歳以上就学前	68 人	55 人	43 人
学童期以降	251 人	209 人	174 人

第5章 里親等への委託の推進に向けた取組

1 現状及び課題

平成 28 年改正法により児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、永続的に安定した養育環境を保障する特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育のうち家庭における養育環境と同様の養育環境である里親等への委託を進める(家庭養育優先原則)こととされました。

ビジョンにおいては、里親等委託については愛着形成など児童の発達ニーズから考え、乳幼児期を最優先にしつつ推進するよう求められておりますが、児童相談所における家庭養育優先原則を踏まえたアセスメントの結果によって、児童の最善の利益の観点から行われるべきものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に行われるべきではないと示されています。

本県では、前計画において里親等委託を令和 11 年度末に 30%とする目標を掲げ、里親制度の周知、新規開拓、里親支援体制の構築、里親等の資質向上に取り組んできました。

平成 24 年4月に里親支援センター「なでしこ」、平成 29 年 1 月に里親支援センターほつとを開設し、その運営を社会福祉法人に委託しています。里親支援機関においては、講演会や里親制度説明会の開催、街頭キャンペーンなどの普及啓発活動、里親等の資質向上のための研修会開催、里親宅への訪問支援等の業務を行っています。

また、児童養護施設等に配置される里親支援専門相談員は、各里親支援機関や児童相談所等と連携し、里親等委託を推進する業務を担っておりますが、配置されていない施設が2か所あるため、今後、配置を促す必要があります。

次に、登録里親数の状況ですが、毎年度新規登録里親数は伸びているものの、一定数の登録消除里親数もあることから、ここ数年は微増に留まっています。目指すべき里親等委託率を踏まえ、必要とされる里親数を確保することが重要です。併せて、平成 31 年3月末時点で里親登録している 129 世帯のうち実際に委託を受けている世帯は 38 世帯で、受託率は 29.5%となっています。全国における平均受託率よりも下回っているため、未委託里親に対するトレーニング事業を促進する必要があります。

また、里親制度の理解が進んでいないことも里親登録が進まない要因の一つであるため、児童相談所、市町村、児童養護施設等、民生委員・児童委員協議会、里親会、その他関係団体が連携し、紀北地域と紀南地域に「里親支援連絡会」を立ち上げ、地域住民への効果的な里親制度の普及啓発活動や里親制度に関する情報交換などに取り組んでいます。

児童等へのヒアリング調査の結果、「里親について知らない(知らなかった)」、「里親に会ったこと

がない」、「いきなり知らない人の家に行くのは嫌だ」との意見がありました。どのようにすれば里親等委託が進むのかとの質問に対しては、「里親さんがもっと施設に来てくれればよい」、「自分は学習ボランティアで来ていた里親さんと意気投合し、里親委託につながった。そのような取組があればよい」との意見が出ました。このような意見から、里親が児童養護施設等に出向き、児童と交流を図りながら信頼関係を築くことができるような仕組みづくりが必要です。

さらに、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童、非行等の問題を有する児童、障害をもつ児童の里親等委託の促進にも取り組む必要があることから、登録専門里親数のさらなる増加、より専門的な知識・技術を習得可能とする研修開催などが重要です。

登録里親数等の推移

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
登録里親数 ①	93 世帯	110 世帯	127 世帯	129 世帯
委託里親数 ②	36 世帯	35 世帯	39 世帯	38 世帯
代替養育児童数 ③	405 人	387 人	408 人	429 人
委託児童数 ④	67 人	74 人	75 人	77 人
里親	58 人	54 人	53 人	54 人
ファミリーホーム	9人	20 人	22 人	23 人
受託率 ②/①	38.7%	31.8%	30.7%	29.5%
里親等委託率 ④/③	16.5%	19.1%	18.6%	17.9%

登録里親種別ごとの推移

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
養育里親数	88 世帯	106 世帯	121 世帯	122 世帯
養子縁組を希望する里親数	27 世帯	41 世帯	45 世帯	46 世帯
専門里親数	13 人	12 人	14 人	14 人
親族里親数	4世帯	3世帯	5世帯	6世帯

2 里親等委託率の目標値(再掲)

里親等委託率の目標値(第4章参照)

区分	H30 年度 (実績)	R6年度 (5年目)	R11 年度 (10 年目)
全体	17.9%	31.5%	44.1%
3歳未満	8.3%	32.0%	55.6%
3歳以上就学前	19.0%	32.7%	46.4%
学童期以降	18.8%	30.5%	42.1%

3 里親等委託が必要な児童数の見込み(再掲)

里親等委託が必要な児童数の見込み(第4章参照)

区分	H30 年度 (実績)	R6年度 (5年目)	R11 年度 (10 年目)
全体	77 人	132 人	186 人
3歳未満	3人	12 人	20 人
3歳以上就学前	16 人	27 人	39 人
学童期以降	58 人	93 人	127 人

4 必要とされる里親数

平成 31 年3月末時点で里親登録している 129 世帯のうち実際に委託を受けている世帯は 38 世帯で、受託率は 29.5%となっており年々減少しています。今後、里親に対する研修やトレーニングにより受託率を向上する必要があります。全国における平均受託率はおおよそ 40%であることから、受託率を令和6年に 35%、令和 11 年度に 40%まで上昇させることを目標とします。

また、平成 31 年3月末時点で里親 38 世帯において 54 人の児童が養育されていることから、里親1世帯当たりおよそ 1.4 人の児童が養育されています。

このことを踏まえて必要とされる里親数を算出します。

令和 11 年度において、里親等委託児童数は第4章で算出したとおり、186 人と見込んでいます。本県では6か所のファミリーホームに児童を委託しているため、ファミリーホームの定員 36 人を 186 人から減じた、150 人を里親へ委託することになります。また、1世帯あたりの委託児童数は平成 31 年3月末時点で1.4 人となるため、最低必要な里親数は 108 世帯(150 世帯/1.4)となります。令和 11 年度の受託率の目標値は 40%のため、里親等委託率の目標値を達成するためには 270 世帯

(108 世帯/0.4)の登録里親数が必要です。

必要とされる里親数

	H30 年度 (実績)	R6年度 (5年目)	R11 年度 (10 年目)
必要とされる 登録里親数 (③/②)/①	129 世帯	198 世帯	270 世帯
委託里親数	38 世帯	70 世帯	108 世帯
受託率 ①	29.5%	35.0%	40.0%
1 世帯あたりの 委託児童数 ② (ファミリーホーム除く)	1.4 人	1.4 人	1.4 人
委託児童数	77 人	132 人	186 人
里親 ③	54 人	96 人	150 人
ファミリーホーム	23 人	36 人	36 人

5 基本的な方向性

- (1) 家庭における養育環境と同様の養育環境である里親等への委託は、愛着形成など児童の発達ニーズから考え、乳幼児を最優先に里親等委託を推進します。
- (2) 里親制度への県民の理解を深めるため、里親支援機関、市町村、各団体・機関等と連携し、広報啓発を行うとともに、里親のリクルート活動を行い、全ての市町村に里親を確保します。
- (3) 養育力の高い里親等を養成するため、里親等の研修を実施するとともに、児童養護施設等での養育実習の受け入れを促します。
- (4) きめ細かな里親支援を実現するため、児童相談所の体制強化や里親支援機関の機能充実を図ります。
- (5) 各児童養護施設等に施設入所児童家庭生活体験事業の実施を促すなど、児童と里親の交流の機会を確保します。

6 具体的な取組

項目	取組内容
里親等委託の推進	家庭養育優先原則を進めるため、施設入所期間等に関わらず、積極的に里親等委託を行います。特に愛着形成の重要な時期である乳幼児は、最優先に里親等委託の推進に取り組みます。
親権者への理解促進	里親等委託に当たっては、親権者に対し、児童相談所の児童福祉司等が里親制度について丁寧な説明を行い、里親等委託の同意を得るよう努めます。
里親制度の普及啓発	里親制度への県民の理解を深め、社会全体で里親家庭を支援する意識の醸成を図るため、テレビ、ラジオ、広報誌、SNSなどの活用と併せて、里親支援機関、市町村、里親会などと連携し、広く周知を行います。
	里親制度の理解を深めるために、里親支援機関において、県内各地で里親制度説明会を開催します。 また、各種団体・企業などに対して、里親制度の出前講座を併せて実施します。
里親の人材発掘	登録里親数を確保するため、市町村、民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）、里親会などが地域における里親に相応しい人材を発掘し、里親等に対する相談支援を行う里親支援機関などへ繋ぐ仕組みを構築します。
	里親制度に関心を持った方により詳しい情報を提供し、個別の相談に応じるために、里親支援機関などが中心となり、県内各地で里親相談会を実施します。
	児童養護施設等が実施する施設入所児童家庭生活体験事業で児童の受け入れを行っている週末・季節里親などのボランティアに対して、各施設の里親支援専門相談員などが里親制度について周知啓発を行い、里親登録につなげます。
里親希望者に対する養成研修の開催	里親養成研修の開催方法や開催数を里親希望者のニーズに応じて見直します。

里親等の養育力の向上	里親等の養育技術の習熟度に応じた研修や乳児院、児童養護施設等での実習、里親サロンなど里親同士の交流会を通して里親等の養育力の向上を図ります。
未委託里親を受託につなげる取組	<p>児童相談所や里親支援機関による定期的な意向確認などの機会を捉え、未委託里親の現状とニーズを把握し、里親委託拡大に向けた対応策を実施します。</p> <p>未委託里親のトレーニングの場となりうる施設入所児童家庭生活体験事業などの活用を児童養護施設等に促し、里親と児童が交流を深める機会とするとともに、未委託里親が委託を受けるために必要な養育経験の蓄積、受託意欲の向上につなげます。</p>
里親支援機関の機能充実	<p>里親支援機関が中心となり、児童に対する援助指針に基づいたチーム養育が適切に行われるように、関係機関と定期的に情報交換を行います。</p> <p>里親のリクルートから里親等への訪問支援、親子の再統合に向けた面会交流支援など、一貫性・継続性のある里親支援体制を構築するため、児童と里親とのマッチングなどを行う里親委託推進等事業など、里親支援機関の担う業務を拡充します。</p>
里親支援機関の更なる充実	里親等委託をより一層進めるために、全ての児童養護施設において里親支援専門相談員の配置を促進します。
市町村の里親支援体制の充実	児童とその家庭、妊産婦等に対する児童家庭相談全般を担う子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置し、児童を養育している里親が地域において孤立しないように、各関係機関と連携して必要な支援を行います。
児童と里親の交流促進	児童養護施設等に入所する児童が里親制度を知り、里親と交流する機会を作るために、各施設が里親を施設ボランティアとして受け入れる取組を促進します。

	<p>児童に里親の家庭生活を体験させることにより、健やかな家族観と社会性を育む施設入所児童家庭生活体験事業の積極的な活用などを促進し、児童と里親の交流の機会を増やします。</p>
専門性の高い里親の養成	<p>虐待により心身に影響を受けた児童、非行等の問題を有する児童、障害をもつ児童の里親等委託を推進するため、対象者に専門里親の養成研修受講を促し、計画的に養成します。</p> <p>また、専門里親の養成研修の受講費用を全額補助します。</p>
児童が意見を表明し、その意見を反映する仕組みづくり	<p>児童に必要な支援の提供や援助方針決定に当たり、児童福祉司等が児童の意見を丁寧に聞き取り、可能な限り反映します。児童の最善の利益のためにその意見を反映できない場合には、その理由などを児童の発達段階に応じ、分かりやすく説明します。【再掲】</p>
ファミリーホームの設置促進	<p>ファミリーホームの新規開設を促進するため、養育里親経験者や児童福祉事業従事者等に制度の周知を図るとともに、新たな担い手の発掘に努め、開設希望者の相談に対応します。</p>

7 評価指標

評価指標		H30 年度 (実績)	R6年度 (5年目)	R11 年度 (10 年目)
登録里親数		129 世帯	198 世帯	270 世帯
里親等委託率	全体	17.9%	31.5%	44.1%
	3歳未満	8.3%	32.0%	55.6%
	3歳以上就学前	19.0%	32.7%	46.4%
	学童期以降	18.8%	30.5%	42.1%
里親支援機関実施数(A型)		2か所	3か所	4か所

第6章 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のため

の支援体制の構築に向けた取組

1 現状及び課題

平成 28 年改正法により、特別養子縁組等に関する相談・支援が児童相談所の業務として位置付けられました。家庭における養育が将来にわたり困難又は適当でない児童については、永続的に安定した養育環境を保障すること(以下「パーマネンシー保障」という。)が重要であることから、特別養子縁組等の推進・支援のための体制の構築を積極的に進めていくことが必要です。

国はビジョンにおいて、概ね5年以内に現状の2倍である年間 1,000 件以上の特別養子縁組を成立することを目標としています。本県では、平成 20 年より新生児里親委託に取り組んでおり、児童相談所が関与する特別養子縁組の成立件数は年間約3件程度となっていますので、令和6年度には6件になることを目指します。

これまで、対象年齢が限られていたこと、親権者の同意が得られない等の理由で、特別養子縁組を前提とした児童の里親委託が進まないなどの課題がありました。令和元年に民法等の改正により、特別養子縁組制度の対象年齢がこれまでの原則6歳未満から15歳未満(条件によっては18歳未満)に引き上げられました。さらに家庭裁判所での審判に二段階手続が導入され、児童相談所長による申立てが可能になります。

また、平成 30 年度に民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律が施行され、養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度が導入されました。本県では1か所の民間あっせん機関が許可を受けています。

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
児童相談所が関与する 特別養子縁組成立件数	4	4	1	3	4

2 基本的な方向性

- (1) パーマネンシー保障の観点から、児童相談所においては、特別養子縁組等の検討については十分なアセスメントを行い、特別養子縁組等の一層の推進を図ります。
- (2) 特別養子縁組等の制度に関する啓発をさらに進め、県民への理解を深めます。
- (3) 予期せぬ妊娠などにより、保護者による養育が困難な場合、医療機関等と連携し、特別養子

縁組を進める体制を構築します。

(4) 民間あっせん機関との連携及び支援策を検討します。

3 具体的な取組

項目	取組内容
パーマネンシー保障の推進	児童相談所において代替養育が必要な児童の援助方針を決定する際、児童の最善の利益を確保することを念頭に、特別養子縁組等によるパーマネンシー保障を最優先とした措置を検討します。
特別養子縁組等の普及啓発	テレビ、ラジオ、広報誌、SNS など各種媒体の活用し、特別養子縁組等の制度に関する啓発をさらに進め、県民への理解を深めます。併せて、里親支援機関、市町村、里親会、各団体・機関等と連携し、効果的な広報啓発を行います。
児童相談所における体制強化	児童の最善の利益を考慮し、パーマネンシー保障を実現する観点から、特別養子縁組等の検討については十分なアセスメントを行い、委託前の交流期間中や縁組成立後の支援を含めたニーズに対応できる体制を整備し、特別養子縁組等の一層の推進を図ります。 特別養子縁組となる児童の上限年齢が引き上げられたことを踏まえ、新生児から高年齢児まで幅広く対応できるよう児童相談所の人員体制の強化を図り、専門性の向上を行います。さらに、必要に応じて児童相談所長が縁組の申し立てを行います。
支援者の専門性の向上	養子縁組里親への支援技術を向上するために、児童相談所や里親支援機関職員を対象とするライフストーリーワークなどをはじめとする研修を充実します。
新生児里親委託の推進	予期せぬ妊娠等の相談に応じ、保護者による養育が困難な場合、産前より市町村の母子保健担当部署や産科医療機関と連携し、母親が安心安全に児童の出産に臨めるよう支援を行います。

新生児里親委託の推進	養親希望者が新生児を迎えるにあたり、市町村や産科医療機関の産前・産後学級へ参加できるなど、新生児を養育する上で、必要な支援を受けられるようにします。
障害児等の支援体制の構築	障害児や医療的ケアの必要性が高い児童等を対象とした養子縁組前後の支援体制の確立に向け、先進事例など調査し研究を重ねます。
出自を知る権利の保障	児童相談所はライフストーリーワークを意識した児童の記録作成を行うとともに、永年保存にすることで、特別養子縁組が成立した児童の出自を知る権利を保障します。
	真実告知や生い立ちに関する相談等に対応するため、里親や乳児院、児童養護施設等に県と同様の取組を求めるとともに、技術的な助言指導を行います。【再掲】
民間あっせん機関との連携	養親希望者が民間あっせん機関から養子縁組のあっせん委託を受けたケースについては、児童の従前の住所地に関わらず、適切な支援が行われるよう必要に応じて他の都道府県と連携を図ります。
	児童相談所と民間あっせん機関がそれぞれに登録する養親希望者から候補家庭が見つけれない場合に、相互に候補家庭を紹介するなどの仕組みを構築します。
業務の質の向上、運営の透明化を図るための取組	民間あっせん機関に受審が義務付けられている第三者評価結果について、県もその結果に基づき民間あっせん機関が取り組む改善状況について確認し、助言指導を行います。

4 評価指標

評価指標	現状値 H26 ~ H30 平均	R6年度 (5年目)	R11年度 (10年目)
児童相談所が関与する 特別養子縁組成立件数	3	6	6

第7章 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能

転換に向けた取組

1 現状及び課題

全ての児童が保護者と安定的、継続的に信頼関係を築き、安心して生活できる環境を確保するため保護者を支援することを原則としつつ、児童が保護者のもとで養育されることが困難な場合には、家庭に近い養育環境である里親等を優先するが、それでもなお困難な場合は、児童養護施設等を活用します。ただし、できる限り良好な家庭的環境を確保する必要があります。

本県には、乳児院が1施設、児童養護施設が8施設あり、小規模化の現状は、6施設において小規模グループケアが実施されています。総定員 415 人のうち小規模グループケアの定員は 110 人で、その割合は平成 31 年3月時点で 30%弱となっています。

小規模かつ地域分散化の現状は、定員6～8名の分園型小規模グループケアが2か所、定員が6名の地域小規模児童養護施設が2か所運営されています。しかし、分園型小規模グループケア等の定員は 26 名で総定員に対する割合は平成 31 年3月時点で6%程度となっています。

小規模かつ地域分散化した施設においては、少人数の職員体制で運営されるため、児童の支援方法などで悩む職員が孤立しないよう、本体施設からの支援体制を構築しておく必要があります。児童等へのヒアリング調査の中でも、「分園では職員配置が少ない。日中は職員が一人になるので、食事の準備などをしながら児童の相手をしなければならないため、増員が必要」との意見がありました。

また、小規模かつ地域分散化の例外として、医療的ケアの必要な児童や重篤な行動の問題がある等の児童に対する専門的ケアが可能になるように、できるだけ少人数(将来的には4人、概ね4単位まで)の養育環境を確保することが求められています。

さらに、これまで培ってきた児童の養育の専門性をもとに、里親支援の機能強化、一時保護専用施設の設置や児童家庭支援センターの運営などの多機能化・機能転換も併せて行っていく必要があります。

今後は、施設で養育が必要な児童数の見込みは第4章で算出したとおり、少子化の進展や里親等委託の推進などにより、減少すると見込んでいます。その上で里親等への委託状況を勘案しながら、代替養育が必要な児童の行き場がなくなることを防ぐ、十分な受け皿を確保する必要があります。

施設で養育が必要な児童数の見込み(第4章参照)

区分	H30 年度 (実績)	R6年度 (5年目)	R11 年度 (10年目)
全体	352 人	287 人	232 人
3歳未満	33 人	23 人	15 人
3歳以上就学前	68 人	55 人	43 人
学童期以降	251 人	209 人	174 人

児童養護施設及び乳児院の定員の推移

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
児童養護施設定員	372 人	372 人	375 人	375 人
暫定定員	343 人	342 人	339 人	337 人
乳児院定員	40 人	40 人	40 人	40 人
暫定定員	40 人	40 人	40 人	40 人
入所児童数 (児童養護施設、乳児院)	338 人	313 人	332 人	352 人

児童養護施設及び乳児院における小規模グループケアの推移

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
児童養護施設(定員)	372 人	372 人	375 人	375 人
小規模 グループケア ①	69 人	69 人	75 人	99 人
分園	0 人	0 人	6 人	14 人
地域小規模	12 人	12 人	12 人	12 人
乳児院(定員)	40 人	40 人	40 人	40 人
小規模 グループケア②	11 人	11 人	11 人	11 人
総定員 (児童養護施設、乳児院)③	412 人	412 人	415 人	415 人
小規模化率 (①+②)/③	19.4%	19.4%	20.7%	26.5%

2 基本的方向性

- (1) できる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、小規模かつ地域分散化された施設整備を促進します。なお、地域分散化については、本体施設の支援体制の構築や職員確保に留意しながら、各施設と協議しながら進めます。
- (2) 小規模かつ地域分散化された施設については、児童への支援がより手厚い職員体制で運営されるよう、支援体制の強化を促進します。
- (3) 医療的ケアの必要な児童や重篤な行動の問題がある等の児童に対する専門的ケアの支援体制の強化を図るため、専門職の確保や人材育成の取組を支援します。
- (4) 児童養護施設等の里親支援専門相談員の配置を促進し、里親のリクルート、里親等からの相談対応やレスパイト等の実施など、児童養護施設等の多機能化を促進します。

3 具体的な取組

項目	取組内容
児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の促進	児童養護施設等において、より家庭的な環境に近い少人数による支援の実施や個室化など、分園型小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の実施を促進し、児童の生活の質の向上を図ります。
	できる限り良好な家庭的環境を提供するとともに、児童への支援の質の向上を図るため、措置費における加算も利用し手厚い職員配置となるよう、職員体制の強化を促進します。
児童養護施設等職員の専門性の向上	医療的ケアの必要な児童や重篤な行動の問題がある等の児童に対する専門的ケアに対応する心理職や医師、看護師などの専門職の配置による支援体制の強化や、行動の問題等のある児童を支援する職員に対する研修を実施し、専門性の向上を支援します。
里親支援機関の更なる充実	里親支援専門相談員を乳児院及び全ての児童養護施設に配置し、里親のリクルート、里親等からの相談対応やレスパイト等の実施など、里親支援機能の更なる充実を図ります。
家庭的な養育環境の整備・確保	児童の心身の状況等を踏まえ、地域での生活を可能な限り保障するため、外出や通学について可能となるよう、一時保護専用施設の設置を促進します。

4 評価指標

評価指標	R1年度 (現状)	R6年度 (5年目)	R11年度 (10年目)
小規模グループケア実施数	7施設	全施設	全施設
乳児院・児童養護施設定員に占める小規模グループケアの割合	26.5%	75.5%	100%
一時保護専用施設設置数	0か所	2か所	3か所

第8章 一時保護改革に向けた取組

1 現状及び課題

平成 28 年改正法により、一時保護の目的は、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため(緊急一時保護)、又は児童の心身の状況等を把握するため(アセスメントのための保護)であることが明確化されました。

また、ビジョンにおいては、平成 28 年改正法の基本的な考え方を踏まえ、一時保護の見直しの必要性が提示されました。

これらのことを受けて、平成 30 年7月に厚生労働省より示された「一時保護ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)では、一時保護は児童の最善の利益を守るため一時的にその養育環境から離すものであるが、そうした中でも、児童の権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要であるとして、一時保護に関して指摘されている問題を解決し一時保護を適切に行うための実効ある見直しが求められています。

そのため、ガイドラインで示されている個別的な対応が十分できていないことや一時保護期間の長期間化、学習権の保障が十分ではないことなどの課題について、本県の状況を踏まえ、児童の最善の利益を守る一時保護の在り方について見直しを行う必要があります。

本県の一時保護所の居室は複数人で利用する構造となっておりますが、児童の年齢や特性等に配慮し、少人数で利用する等の運用を行っています。さらに、児童の心身の状態や地域性、通学への配慮等から、里親や児童養護施設等へ一時保護を委託しています。

児童等へのヒアリング調査の結果、「相部屋であったが、話し相手がいるし、特に支障はなかった」、「勉強や運動など、規則正しい生活であった」との意見があった一方で、「児童虐待を理由に入所した児童と、非行等を理由に入所した児童と一緒に生活しており、同じ日課で過ごさねばならず、嫌であった」、「髪型や服装が決められており、自由がなかった」、「学校に行けなかったので、学習の遅れが気になった」、「外遊びの日が限られていたので、毎日外遊びがしたかった」、「広いグラウンドが欲しい」などの意見が出ました。

今後は、一時保護児童の年齢や入所に至る背景、性格特性、性的指向、性自認などに配慮した、丁寧なケアに対応するために個室化等を含めた施設整備を進めるとともに、児童養護施設等に専用施設の設置促進等に取り組む必要があります。

また、児童の権利が尊重され安心して生活できるよう、児童の年齢や心身の状況に応じた日課の提供やアンケートの実施等による意見聴取の取組、一時保護所での在所日数の短縮など児童の状況に応じた、適切な施設運営を行う必要があります。

なお、現在、一時保護された児童の立場に立った質の高い支援を行い、一時保護所の適正な運営や施設運営の透明化を図るための外部機関の評価を受審できていませんので、第三者評価制度を導入します。さらに、一時保護所入所児童が意見表明できる方法についても未整備であることから、実施方法について検討が必要です。

一時保護には、児童相談所に併設された一時保護所で行う一時保護と乳児院、児童養護施設等や里親等に対する一時保護委託がありますが、両者を合わせた一時保護全体の件数については、近年は 300 人前後で推移しています。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
年間一時保護実人数	342 人	303 人	299 人	291 人
一時保護所での平均在所日数	33.0 日	34.1 日	32.1 日	37.5 日
全国平均	29.6 日	30.1 日	29.6 日	—

2 基本的な方向性

- (1) 一時保護された児童の権利が尊重され安心して生活できるよう、児童の年齢や心身の状況などに応じた日課の提供やアンケートの実施等による意見聴取の仕組みを構築します。
- (2) 一時保護児童の年齢や入所に至る背景、性格特性、性的指向、性自認などに配慮した、丁寧なケアに対応するため個室化等を含めた一時保護所の施設整備を行うとともに、一人一人の状況に応じた専門的なケアが行える体制を構築します。
- (3) 一時保護された児童の立場に立った質の高い支援を行い、一時保護所の適正な運営や施設の運営の透明化を図るための外部機関による第三者評価を導入します。
- (4) 一時保護職員の専門性の向上のため、職場内外の研修を計画的に受講します。
- (5) 児童養護施設等への一時保護委託は、児童の心身の状態や地域性、通学への配慮や性格特性に配慮した、丁寧なケアを行える体制の充実に努めます。

3 具体的な取組

項目	取組内容
<p>児童の権利に関する周知、啓発の実施</p>	<p>児童が権利の主体であること及び意見表明の方法があることを周知する「子どもの権利ノート」について、児童の年齢や措置状況などに配慮した内容に見直すとともに、一時保護児童や里親等委託、児童養護施設等に入所となる児童等に手渡し、児童福祉司等が丁寧に説明を行います。</p> <p>また、里親や乳児院、児童養護施設等に対し、「子どもの権利ノート」を定期的に児童等に説明するなどの取組を促します。【再掲】</p>
<p>児童の学習権の保障</p>	<p>児童の安全確保の観点から、一時保護所から通学させることが困難と思われる事例が多いため、一時保護所に教員を配置する等、児童の学年、学力、心身の状況などに応じた学習を提供します。</p> <p>また、児童の安全確保が可能な場合には、里親や児童養護施設等へ一時保護委託を行い、一時保護委託先から地域の学校へ通学できるよう対応します。</p>
<p>きめ細かな支援体制の構築</p>	<p>一時保護所の日課や集団生活のルールについては、生活を構造化するための一つのツールである一方で、どの児童にも一律に行わせることは権利の侵害に当たる場合があるため、児童一人一人の背景や性格特性、性的指向、性自認などを見極め、柔軟に対応します。</p> <p>児童の最善の利益を図る視点から、一時保護児童の年齢や入所に至る背景、性格特性、性的指向、性自認などに配慮したケアの質を確保するため、心理療法担当職員の配置や児童指導員、保育士の増員など、職員体制の充実に努めます。</p>
<p>最小限の一時保護の実施</p>	<p>一時保護所職員や児童福祉司等による行動観察、社会診断・心理診断等を可能な限り短縮し、迅速に援助方針を決定のうえ、一時保護所で過ごす日数が必要最小限となるよう努めます。</p>

<p>児童の意見を反映する仕組みづくり</p>	<p>児童に必要な支援の提供や方針決定に当たり、一時保護所職員や児童福祉司等が児童の意見を丁寧に聞き取り、可能な限り反映します。児童の最善の利益のためにその意見を反映できない場合には、その理由等を児童の発達段階に応じ、分かりやすく説明します。</p> <p>定期的に児童へのアンケートや個別面接などを実施し、児童の意見聴取を行うとともに、寄せられた意見を児童へフィードバックします。</p>
<p>児童の権利擁護のための制度構築</p>	<p>社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置専門部会を活用したアドボケイト制度の構築に関しては、国の調査結果や先進事例等について情報収集を行い、効果的な取組方法等について検討します。また、児童の支援に直接関わっていない学識者や弁護士などの第三者が定期的な訪問面接において児童の意見聴取を行うなどの取組についても併せて検討します。【再掲】</p>
<p>業務の質の向上、運営の透明化を図るための取組</p>	<p>一時保護された児童の立場に立った保護や質の高い支援を行うため、自己評価や第三者評価制度の導入により、一時保護所の業務評価を行い、施設運営の適正化や透明化を確保します。</p> <p>また、評価結果に基づき、計画的に改善に取り組みます。</p>
<p>家庭的な養育環境の整備・確保</p>	<p>一時保護所において、虐待や非行など様々な課題を抱えた児童に対して、一人一人の心身の状態や性格特性、性的指向、性自認などに配慮した丁寧なケアを実施するため、令和2年度より居室の個室化等の整備に着手し、令和4年度中に建て替えを行います。</p> <p>児童の心身の状況等を踏まえ、最も適した環境で一時保護を実施することが求められることから、里親や児童養護施設等の一時保護委託先を確保するとともに、児童養護施設などにおける一時保護専用施設の設置を支援します。</p>
<p>一時保護職員の専門性の向上</p>	<p>一時保護職員の専門性の向上のため、児童の権利擁護や被措置児童等虐待防止に関する研修、児童の発達に関する</p>

	る研修などを受講し、一時保護に関する必要な知識や支援スキルの習得に努めます。
施設等における虐待防止対策の実施	被措置児童等虐待が疑われる事例が発生した場合には、迅速に児童の安全を確認し、問題の解決を図ることができるよう、「和歌山県被措置児童等虐待対応マニュアル」を活用し、児童の権利擁護に努めます。【再掲】

4 評価指標

評価指標	R1年度 (現状)	R2年度 (1年目)	R6年度 (5年目)	R11年度 (10年目)
一時保護所における平均在所日数	37.5日 (H30年度)	前年度より短縮	前年度より短縮	前年度より短縮
一時保護児童への「子どもの権利ノート」を配布・説明	—	実施	実施	実施
一時保護所入所児童の意見聴取の取組(意見箱、退所時アンケート等)	—	実施	実施	実施

第9章 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

1 現状及び課題

児童が社会で自立した生活を送るためには、安定的で適切な居住環境や十分な所得、就学や就労の機会の確保など、様々な生活のための基盤が必要となります。

しかし、社会的養護を受ける児童の多くは、自立の際に、精神的にも経済的にも保護者等からの支援を受けられないまま、社会の中で生活していかななくてはならない場合があります。そのため、児童養護施設等入所中や里親の家庭で生活している間に、社会生活で必要な様々な知識、技術や経験が得られるように支援する必要があります。

本県では、児童養護施設入所児童等や里親等委託児童、児童養護施設退所児童等や里親家庭から自立した児童等(以下「退所児童等」という。)を対象に、生活技術等を習得するための講習会(以下「SST(ソーシャルスキル・トレーニング)」という。)の開催や、悩みを抱えた退所児童等への相談援助などを行うアフターケア事業を実施しています。

さらに、経済的な負担を軽減するため、資格取得費用や生活費、家賃を貸し付ける自立支援資金貸付事業や、退所児童等が就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に必要な身元保証人の確保を支援する身元保証人確保対策事業を実施しています。

また、義務教育を終了した20歳未満の退所者等に住居を提供し、自立に向けた生活支援を行う自立援助ホーム(児童自立生活援助事業)は、平成31年4月現在で4か所あります(「子どもシェルター」を除く。)

なお、児童等へのヒアリング調査の結果、児童養護施設入所児童(経験者含む)からは「SST(ソーシャルスキル・トレーニング)を受講している(受講した)」、「SST(ソーシャルスキル・トレーニング)の内容は、社会に出てから役に立った」、「奨学金の説明は学校から聞いたことがあるが、自立支援資金貸付事業については、児童養護施設等から説明を受けたことはない」という意見が出ました。里親等委託児童(経験者含む)からは「SST(ソーシャルスキル・トレーニング)について知らない。参加できていない」、「奨学金について里親と話し合ったが、借金をするみたいで嫌だったので諦めた」、「自立支援資金貸付事業について、社会に出た今であれば活用を考えられる」との意見があり、児童等が自立するために必要な情報が十分に行き届いていないことや、養育環境の違いにより情報量に差があることが判明しました。

今後は、社会的養護の下で育った児童等が等しく同じ情報を得られるよう、周知方法を見直すことが必要です。

また、平成28年改正法により自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みが整備

されたこと等を踏まえ、退所児童等にアンケートやヒアリング調査による意向確認をしながら、必要な事業について検討します。

15歳以上の児童の措置解除・措置延長理由(平成30年度実績)

	措置解除					措置延長
	家庭復帰	就職 (一人暮らし)	就職 (就職先の寮)	自立援助 ホーム入所	その他	進学
児童養護施設	10人	8人	13人			1人
里親				2人	1人	
ファミリーホーム	2人					

2 基本的な方向性

- (1) 里親家庭や児童養護施設等で育つ児童等が、将来に不安を抱えることなく進路を選択できるよう、相談支援体制を充実します。
- (2) 退所児童等が自立後も安定した生活を送ることができるよう、里親家庭で生活をしている間や児童養護施設等入所中に自立を見据えた生活支援を行います。
- (3) 退所児童等が自立後に抱える困り事に対応できるよう、退所した児童養護施設等やアフターケア実施事業所による継続的な相談支援を行います。
- (4) 退所児童等のニーズをアンケートやヒアリング調査により確認し、自立した生活の支援に必要な事業の拡充、創設を行います。

3 具体的な取組

項目	取組内容
自立支援に関する情報の周知徹底	児童相談所と和歌山県児童養護施設協議会や里親会などが連携し、自立を控えた全ての児童等に自立支援に関する情報が行き届くようにします。
児童等の自立への支援	児童養護施設入所児童が退所前の一定期間、地域のアパート等で自立に向けた生活体験を行う児童養護施設分園型自活訓練事業の実施など、児童養護施設等における自立に向けた取組を促進します。
	里親家庭で生活をしている間や児童養護施設等入所中に自立を見据えた生活支援を行うとともに、児童養護施設等

	退所後には、児童養護施設等職員による相談支援を行うなど、アフターケアの取組の充実を促進します。
	退所児童等に対し、退所前から SST(ソーシャルスキルトレーニング)などによる知識、技術の習得を支援するとともに、措置解除後も生活相談等により支援します。
	退所児童等の就職やアパート等の入居を支援するため、身元保証人確保対策事業を行います。
	児童養護施設等を退所し進学または就職する児童等に対して、生活費や家賃、資格取得費の貸付を行います。
自立援助ホームによる支援	日常生活上の援助、生活指導や就業の援助を行う、自立援助ホームの設置を支援します。
児童等のニーズを踏まえた支援	自立を控えた児童等や退所児童等にアンケートやヒアリング調査などを実施し、自立に必要な支援策の拡充、創設を行います。

4 評価指標

評価指標	R1年度 (現状)	R2年度 (1年目)	R6年度 (5年目)	R11年度 (10年目)
退所児童等の生活状況及び支援に関する調査	未実施	実施	実施	実施

第 10 章 児童相談所の強化等に向けた取組

1 現状及び課題

児童相談所には児童福祉司等の専門職が配置され、児童虐待や非行、障害相談などあらゆる相談に対応するとともに、一時保護や里親等委託、施設入所等の対応、親子関係を修復し家庭へ復帰させる取組などを行っています。

国においては、平成 30 年 3 月及び平成 31 年 1 月に東京都、千葉県で発生した児童虐待死亡事案を受け、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の決定、さらに、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を策定し、国・自治体・関係機関が一体となって児童虐待防止対策に必要な取組を行っていくこととされました。

また、令和元年 6 月改正児童福祉法においては、児童への体罰禁止が定められるとともに、児童相談所への専門職員の更なる配置など、抜本的な体制強化が求められています。

本県においては、平成 30 年度の児童相談所における児童虐待対応件数は 1,328 件と過去最多となり増加の一途をたどっています。そのため、虐待通告などへの対応をより迅速かつ的確に行うため、弁護士や現職警察官を児童相談所に配置するとともに、緊急対応職員を任用するなどして体制強化に努めてきました。

児童虐待は、発見、対応が遅れると、児童の心身に大きな被害を及ぼし、最悪の場合は死に至ることもあることから、児童相談所と市町村による速やかな情報共有が大切であると位置付け、平成 30 年度に「和歌山の子・みまもり体制に関する協定書」を締結しました。

また、児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、市町村への助言や、児童相談所と連携した児童・家庭への指導、里親等への相談支援などを担う児童家庭支援センターは、和歌山市に 1 か所設置しておりますが、今後、児童相談所から遠距離の地域や相談資源が少ない地域への適切な設置が必要です。

さらに、複雑な生育歴や様々な価値観を持ち合わせる児童及び養育者に寄り添えるよう、児童相談所の専門職員には児童虐待のリスク要因の分析や家庭環境、児童の発育発達を理解等、高度な知識が求められるため、職責や職歴に応じた人材育成が必要です。

なお、平成 28 年改正法附則において、5 年を目途として中核市が児童相談所を設置できるよう設置にかかる支援等の必要な措置を講じると規定されました。県内唯一の中核市である和歌山市では、令和 2 年 1 月に子ども家庭総合支援拠点を設置したところであり、現時点では児童相談所の設置の予定はありません。

2 基本的な方向性

- (1) 児童福祉法等の改正を踏まえ、児童相談所への児童福祉司、児童心理司、弁護士、保健師などの計画的な増員や組織・業務分担の見直しなどにより、体制強化を図ります。
- (2) 児童相談所の専門性を高めるため、児童福祉司等の専門的な知識や援助技術の向上を図ります。
- (3) 児童相談所や市町村その他の関係機関と連携を図り、専門的な相談支援を行う児童家庭支援センターについて、地域に密着したよりきめ細かな相談支援が可能となるよう設置を行います。

3 具体的な取組

項目	取組内容
児童相談所の体制強化	児童福祉法等の改正なども踏まえ、児童相談所の児童福祉司等の専門職を計画的に増員するなど、職員体制の強化を図ります。
	里親や委託された児童等へのきめ細かな支援や、児童虐待事案への迅速な介入と手厚い児童家庭支援が可能となるよう、児童相談所の組織や業務分担を見直します。
	児童の安全確保や保護者への指導にあたり、法的知見を踏まえた対応ができるよう、弁護士の増員などにより、法的対応機能の維持・向上を図ります。
市町村と連携した家庭支援体制の強化	児童相談所や市町村その他の関係機関と連携を図り、専門的な相談支援を行う児童家庭支援センターについて、地域に密着したより丁寧な相談支援が可能となるよう設置します。
	児童相談所と市町村は「和歌山の子・みまもり体制に関する協定書」及び「和歌山県市町村児童家庭相談マニュアル」に基づき、適切な役割分担のもと児童虐待に対応します。【再掲】
児童相談所の専門性の向上	児童相談所の援助技術等の向上のため、初任者から中堅職員、指導的立場にある職員(スーパーバイザー)まで、それぞれの実務経験に応じた研修を体系的に実施します。
中核市が児童相談所を設置する際の支援	和歌山市が児童相談所の設置を進める際には、相談対応・協議を行うなど必要に応じて支援を行います。

4 評価指標

評価指標	R1年度 (現状)	R2年度 (1年目)	R6年度 (5年目)	R11年度 (10年目)
児童福祉司数	32人	37人	国の配置基準※	国の配置基準
児童心理司数	8人	8人	国の配置基準※	国の配置基準
弁護士	1人	1人	2人※	2人
保健師	—	—	2人※	2人
児童家庭支援センター設置数	1か所	1か所	3か所	4か所

※令和4年度の評価指標

第 11 章 計画の達成状況の点検及び評価

1 計画の達成状況

本計画については、各年度において、評価指標に基づく実施状況について点検、評価し、これに基づいて対策を実施します。

2 計画の見直し

本計画の中間年である令和6年度を目安に、児童を取り巻く環境の変化や社会の動向などを踏まえ、必要な場合には、本計画の見直しを行います。

資料編1 当事者である児童からの意見聴取

1 目的

社会的養育推進計画を策定するにあたり、当事者である児童(社会的養護経験者を含む)の意見を反映する方法として、中学生以上の児童養護施設、ファミリーホームで生活している児童や里親から自立した方に対してヒアリングを実施。

2 対象

① 本体施設に入所している児童等、②本体施設から分園又は地域小規模児童養護施設に移った入所児童等、③里親等と施設を両方経験した児童等、④里親等に委託された児童等の4区分に分け、児童養護施設及び里親支援機関から推薦のあった10名の児童等を対象にヒアリングを実施。

ヒアリングを実施した児童等 = 10名(13歳～22歳)

ヒアリング区分	性別	年齢	所属等
①本体施設に入所している児童等	女	15	高等学校等
①本体施設に入所している児童等	男	16	高等学校等
①本体施設に入所している児童等	女	17	高等学校等
①本体施設に入所している児童等	男	17	高等学校等
②本体施設から分園又は地域小規模児童養護施設に移った入所児童等	女	13	中学校
②本体施設から分園又は地域小規模児童養護施設に移った入所児童等	女	14	中学校
②本体施設から分園又は地域小規模児童養護施設に移った入所児童等	男	16	高等学校等
③里親等と施設を両方経験した児童等	女	15	中学校
③里親等と施設を両方経験した児童等	女	22	社会人
④里親等に委託された児童等	男	18	高等学校等

3 ヒアリング項目

計画策定に関係すると考えられる、「生活環境」、「権利擁護」、「里親制度」、「自立」等についての以下の項目。

導入	1	今、何歳（学年）ですか。	権利擁護	21	子どもの権利ノートについて、説明を受けたことはありますか。受けたことがあった場合、分かりやすい内容でしたか。	
	2	施設（里親宅）にいつから暮らしていますか。		22	表紙のデザインなどについてどう思いますか。	
生活環境	3	一時保護所にいましたか。	里親	23	もっとこうしたら相談しやすいのと思うことはありますか。	
	4	一時保護所の印象を教えてください。		24	外部の人が来て、あなたの悩みや困っていることを月1回聞いてくれることをどう思いますか。	
	5	施設（里親宅）の部屋は相部屋ですか。		25	施設（里親宅）で生活をしていて、もっとこうしてほしいこと、嫌なことはありますか。	
	6	相部屋の場合、個室がいいですか。		26	外の人と自由に連絡が取れますか（メール、電話、ハガキなど）。	
	7	私物はどのように管理していますか。		27	現在、できないことや困ったことはありますか（できなかったことを含む）。	
	8	一人になれる時間はありますか。		28	里親制度を知っていますか。	
	9	お風呂はどうやって入っていますか。一人ずつか、多数か。		29	知っている場合、どんなイメージを持っていますか。	
	10	本体施設から分園に移ってきて良かったことはありますか。		30	里親さんと交流する機会はありますか。	
	11	本体施設から分園に移ってきて嫌だなと思うことはありますか。		31	もっとこうしたら交流しやすいと思うことはありますか。	
	12	本体施設と分園のどちらの生活のほうが好きですか。		32	友達の中で里親宅のところに引ったりしていませんか。	
	13	里親宅から施設に移ってきて良かったことはありますか。		33	施設から里親宅に行くまで、里親さんとのような交流がありましたか。もっとこんな交流があったら良かった、こんな支援がほしかったと思うことはありますか。	
	14	里親宅から施設に移ってきて嫌だなと思うことはありますか。		34	施設にいた時の里親さんのイメージと、里親さんに来てからの里親さんのイメージでギャップはありますか。	
	15	施設と里親宅で生活はどう違いますか。		自立	35	将来の進路はどう考えていますか。
	16	ここでの暮らしでは、あなたのプライバシー（人に知られたくないことや自分の居場所）は守られていますか。			36	自立に向けて不安や悩みはありますか。
17	困ったり、迷ったりしたとき相談できる人はいますか。	37	自立に向けて何か研修を受けたことはありますか（SSTやなど）。または、職員（里親さん）からアドバイスを受けたことはありますか。			
18	苦情解決委員のことを知っていますか。もし、困ったことがあったとき相談したいと思いませんか。	その他	38		今の楽しみはどんなことですか。	
19	ここでの暮らしで「嫌だなあ」「困ったなあ」と思ったときに、意見箱や児童会を活用していますか。		39	この施設（里親宅）は暮らしやすいですか。10点満点で表現してください。		
20	子どもの権利ノートを持っていますか。					

3 結果

各項目の主なものの要旨は以下のとおり。

(1)「環境」について

【一時保護所について】

- ・大部屋であったが、話し相手がいるし、特に支障はなかった。
- ・ご飯が美味しかった。
- ・勉強や運動など、規則正しい生活であった。
- ・児童虐待を理由に入所した児童と、非行等を理由に入所した児童と一緒に生活しており、同じ日課で過ごさねばならず、嫌であった。
- ・学校に行けなかったので、学習の遅れが気になった。
- ・髪型や服装が決められており、自由がなかった。
- ・外遊びの日が限られていたので、毎日外遊びがしたかった。広いグラウンドが欲しい。

【施設について】

- ・本園の方が賑やかでいい。静かすぎるのは嫌。
- ・本園には小さい子が多いので、うるさくて嫌。分園の方が静かで良い。
- ・1人になれる時間がない。同室の子が不在の時か、トイレくらいしかない。
- ・分園では職員配置が少ない。日中は職員が1人になるので、食事の準備などをしながら児童の相手をしなければならないため、増員が必要ではないか。

- ・分園の方が、料理をするなど、家に近い体験ができるので良い。
- ・本園では職員によってルールが変わらないし、変な事を言う職員がいても他の職員に確認できる。しかし、分園では、各棟で担当職員の個性が出るし、他に確認できる職員がいないので、ルールに差があるのが嫌だ。

【里親宅について】

- ・家の中で、「お父さん」、「お母さん」という存在がいるのが良い。
- ・分園で家のような雰囲気になったのは良いが、やはり「職員」と「児童」という関係性である。里親さんの家に来て良かった。
- ・小さいときは里親さんと一緒に入浴したり、寝室も一緒であった。同学年の子と相部屋のこともあったが、年齢が上がるにつれて個室を用意してもらえた。

(2)「権利擁護」について

- ・児童に権利があるとは知らなかった。
- ・子どもの権利ノートの内容を覚えていない(幼い頃に措置されたので、もらっていない)。
- ・子どもの権利ノートは1回聞いても覚えていない。目に付くところに置いておくか、定期的に内容を教えてくれると良いと思う。
- ・子どもの権利ノートの中身は分かりやすくてよいが、デザインが古いと思う。
- ・第三者委員の存在を知らない。ポスターを見たことがない。ファミリーホーム職員や施設職員から教えてもらったことはない。
- ・第三者委員の顔を知らないので、相談しようと思わない。
- ・意見箱に意見を入れてもどう解決されたのか分からないので、意見箱を活用したことはない。
- ・児童会は行事を決めるだけで、意見を言う場と認識していない。
- ・相談相手は施設職員(里親さん)である。
- ・外部の人に意見を言える仕組みがあるのは良いが、顔を知らない人には相談したくない。定期的に会いに来てくれるなら、相談しやすいと思う。
- ・自分が生活している棟は他の棟より門限が早い。職員に理由を聞くと、「以前ルールを守らない児童が多かったから」と言われ、再検討してもらえなかった。自分が別の棟に移ったら、その棟のルールで生活することになる。自分の行動が原因ではないのに再検討してもらえず、棟ごとのルールに縛られるのはおかしい。
- ・携帯電話の使用時間について、男子は制限がないのに、女子は22時で職員に預けなければならない。男女差があるのがおかしいと思い、児童会で意見を言ったことがあるが、再検討されなかった。
- ・大人数の児童の洗濯をするので、服がなくなりやすい。
- ・食事メニューについてアンケートがあるのに、児童の意見が反映されていない。
- ・インターネット通販の利用は職員に言えば可能となるが、自分の趣味を否定され

ることがあったので言い出しづらい。

- ・友達同士のお泊まり会に参加したいし、友達に泊まりに来て欲しい。
- ・大阪で開催されるライブに参加したいが、門限があるので諦めた。駅まで迎えに来るなど、対応して欲しい。

(3)「里親等」について

- ・里親制度について知らない(知らなかった)。里親に会ったことがない。
- ・自分のきょうだいが里親宅で過ごしているのだから、里親について知っている。
- ・里親制度について聞いたことはあるが、詳しくは知らない。
- ・里親に興味があるし、里親の家で生活を体験してみたい。里親がいいかどうかは、人によると思う。
- ・お母さんがいるから、里親の家に行きたいとは思わない。
- ・いきなり知らない人の家に行くのは嫌だ。
- ・里親がもっと施設に来てくれれば、顔見知りになれて良い。
- ・施設の子の中には、夏休みなどに里親の家泊まりに行っている子もいる。
- ・1日里親というイベントで、里親と遊園地で過ごしたことがある。
- ・自分は学習ボランティアで来ていた里親と意気投合し、里親委託につながったので、そのような取組があれば良い。
- ・里親からは「何度も乳児院に面会に行った」と聞かされている。
- ・一時保護所にいた時に、里親が面会に来てくれた。生活の場所など事前に説明を受けたが、実際に行ってみないと分からなかった。

(4)「自立」について

【児童養護施設入所児童(経験者含む)】

- ・高校進学と同時に自宅へ帰る予定。
- ・高校に入学したら、アルバイトをしたい。
- ・高校卒業後は就職を考えている。
- ・高校卒業後は大学進学を考えている。
- ・高校卒業後、会社の寮に入る予定。
- ・一人暮らしをするのに不安がある(経済面、生活面など)。
- ・施設が用意した自活訓練用のアパートで一人暮らしの練習をしたが、特にすることもなく、時間をもてあました。
- ・施設では、年2回、調理実習をしてくれている。
- ・一人暮らしに対し、特に不安はない。困ったら相談に来よう施設から言われている。
- ・SST(ソーシャルスキル・トレーニング)を受講している(受講した)。
- ・SST(ソーシャルスキル・トレーニング)は、社会に出てから役に立っている。
- ・奨学金については学校から説明を受けたことがある。自立支援資金貸付事業に

については知らない。

- ・施設退所後、アフターケア担当の職員から時々連絡が来るので、相談に乗ってもらいやすい。

【里親等委託児童(経験者含む)】

- ・里親から資格取得を進められ、高校卒業後は医療事務か看護師を目指している。
- ・高校卒業後は自宅へ戻り、実家の家業を手伝う予定。急に進路を変えたが、里親が親身になって相談に乗ってくれた。
- ・高校卒業後は就職をした。しばらく里親宅におり、その後、一人暮らしを開始した。アパートを探す際は、里親に手伝ってもらった。
- ・保育士資格取得のために大学進学を検討したが、奨学金制度を活用することに抵抗感があり、諦めた(借金をするような感覚になった)。自立支援資金貸付事業などは、今であれば活用を考えるかもしれない。
- ・SST(ソーシャルスキル・トレーニング)について知らない。参加できていない。
- ・奨学金などについて、里親とも相談したがよく分からない。
- ・相談相手は里親。里親宅から自立しても、相談に乗ってもらっている。

資料編 2 児童養護施設等における児童の権利擁護の取組

1 目的

社会的養育推進計画を策定するにあたり、児童養護施設等における児童の権利擁護の取組の現状を把握する必要があるため、アンケートを実施。

2 対象

県内の乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設を対象に実施。

施設種別	施設数
乳児院	1
児童養護施設	8
児童心理治療施設	1
児童自立支援施設	1
母子生活支援施設	4

3 アンケート項目

権利擁護に関係する項目と考えられる、「意見箱」、「児童会」、「児童の意見聴取の取組」についての以下の項目。

問1 意見箱について

意見箱を設置していますか。
設置している場合、何か所に設置していますか。
設置場所はどこですか。(本体施設の玄関、各棟の玄関、リビングなど具体的に記述)
確認頻度について教えてください。
意見箱の中を確認する人は誰ですか。
意見箱への意見に関する児童等へのヒアリング方法及び解決方法について具体的に教えてください。 ヒアリング方法: 施設長が個別に対応、権利擁護担当者が対応、心理士が対応など 解決方法: 施設長のみが対応、職員会議で検討、権利擁護部会等で検討など
意見箱の役割を児童へ説明していますか。(説明頻度や説明内容等、具体的に記入。)
児童等へのフィードバックをどのようにしているか教えてください。 (「投函した児童へ個別に回答」、「個別事案を除き、掲示物等により周知」など具体的に記述してください)
工夫している取組があれば教えてください。

問2 児童会について

児童会を開催していますか。
開催頻度について教えてください。
参加者について、具体的に教えてください。 児童：小学生以上、中学生以上、希望者のみ など 職員：施設長、主任、人権担当者、各棟リーダー、全職員 など
開催方法について教えてください。(学年別、男女別、各棟別など具体的に記述)
議題や進行方法について、教えてください。 議題：行事内容を決める、施設のルールや日課について検討 など 進行方法：児童の代表者が進行・書記を務める、職員が進行・書記を務める など
工夫している取組があれば教えてください。

問3 児童の意見聴取の取組について

児童の意見を聴取する機会を持っていますか。意見聴取の具体的な方法と頻度について教えてください。 アンケート 別面接 その他
意見聴取をする担当者を教えてください。(施設長、主任、心理士、人権担当職員、児童担当職員 など) アンケート 別面接 その他
職員向けの取組として具体的な方法を教えてください。 (権利擁護職員による研修開催、人権チェックリストを各自点検、マニュアル作成など)
児童向けの取組として具体的な方法を教えてください。 (児童の権利に関する研修を実施、CAPプログラム等の導入など)
県が作成した「子どもの権利ノート」の活用について(乳児院、母子生活支援施設除く) 「子どもの権利ノート」を活用し、児童への人権研修を行っていますか。 「子どもの権利ノート」をリビングや居室に置くなど、児童がいつでも見れるようにしていますか。
工夫している取組があれば教えてください。

3 結果

(1)意見箱について

設置の有無	はい	14 施設	
	いいえ	1 施設	児童会や学習会時に意見を聞いている。 アンケートの実施後に、個別に面談をしている。
設置か所数	1か所	10 施設	
	2か所	0 施設	
	3か所	2 施設	
	4か所	1 施設	
	5か所	0 施設	
	6か所	1 施設	
設置場所(要約)	本体施設の玄関、本体施設の廊下、各棟の玄関・洗面所・リビング		
確認頻度	毎日	6 施設	
	各日	0 施設	
	週1回	2 施設	
	月1回	2 施設	
	月2回	1 施設	
	随時	2 施設	
	その他	1 施設	ほぼ毎日確認。
確認者	施設長	8 施設	施設長の他に主任等と一緒に確認(1施設)。
	課長・主任等	3 施設	
	人権担当職員	0 施設	
	その他	3 施設	出勤者2名で確認。苦情受付担当者。早出職員。
ヒアリング方法(要約)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長が個別に対応。 ・課長、主任、リーダー、権利擁護担当者、安全管理部、心理士などが対応。 ・担当職員が個別に対応する。 ・意見箱を確認した責任者を中心に行う(場合によっては児童担当、人権擁護担当等も入る)。 ・匿名のときは、児童全体にヒアリングを行う。 ・3歳未満の乳幼児が対象なので実施できない。 		
解決方法(要約)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長のみが対応するが、ケースにより職員会議で対応する。 ・職員会議や運営会議などで検討し、児童に伝える。 ・主任、リーダー、担当職員など複数で対応を検討。その後、職員会議等で伝達。 		
意見箱の役割を説明する人	施設長	3 施設	
	課長・主任等	6 施設	
	人権担当職員	0 施設	
	その他	5 施設	施設長、主任、各棟のリーダー
意見箱の役割を説明する内容等(要約)	<ul style="list-style-type: none"> ・入所時や児童会開催時に説明。 ・随時、要望や不安などを書くように説明。無記名でも可能であることを伝えている。 ・意見箱への投書がある都度、児童と職員と一緒に考える場であることを説明。 ・説明には「子どもの権利ノート」を用いている。 		
フィードバックについて(要約)	<ul style="list-style-type: none"> ・意見を投函した児童への個別回答。 ・児童の生活など全体に関わることは、児童会や掲示物で周知。 ・各棟のリーダー等から児童全体へ周知。 ・個別事案を除き、掲示物(文書化)により周知している。掲示した時は夕食時に児童へ周知し、追加意見があれば意見箱へ投書して欲しいと伝えている。 		
工夫点について(要約)	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に児童会の場で意見箱について説明を行う。 ・意見箱の意見を児童会で話し合う必要性について、職員会議で伝達。 ・普段から児童との関りを密にし、どんな相談でもしやすい環境を作る ・生活アンケートや担当職員、心理士、児童相談所の面接内容からの情報収集。 		

(2)児童会について

児童会開催	はい	13 施設	
	いいえ	2 施設	小規模化してからは各棟職員が聞いていた。来年度から再開予定。 3歳未満の乳幼児が対象なので実施できない。
開催頻度	毎週	1 施設	
	月1回	6 施設	
	月2回	0 施設	
	半年に1回	1 施設	
	随時	2 施設	年4回に加え、必要時に開催。
	その他	3 施設	2ヶ月に1回。緊急に開催することもある。
参加者(要約)	児童	<ul style="list-style-type: none"> ・全児童 ・小学生以上全員 ・小学生の希望者 ・小学校高学年、中学生、高校生の希望者 	
	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・処遇担当職員 ・児童会担当職員 ・主任、リーダー、心理士、少年指導員など 	
開催方法について(要約)	<ul style="list-style-type: none"> ・男子、女子、小学性、中学生などに分かれて実施。 ・本体施設は、男女別に全員参加。GHは全員参加で行っている。 ・基本は各棟別に小学生、中学生などに分かれて実施。事案により合同開催もある。 ・小学生全員が参加できる日に開催。 		
議題や進行方法(要約)	議題	<ul style="list-style-type: none"> ・施設のルールや日課、行事内容を検討。 ・児童からの意見・提案・要望もある。 ・班会議、運営会議などで議題を決める。 ・月単位の予定の確認、目標設定。 	
	進行方法	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の中から会長、書記などを決め、会長が議事進行する。 ・進行は職員が行い、書記は児童が行う。 ・議題提案、進行、記録は全て職員が行う。 ・児童の代表者が進行・書記、担当職員も書記 ・中高男子では児童が主体的に進行・記録を担う。小学男子、女子は職員が進行・書記を務める。 	
工夫点について(要約)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の参加しやすい日に調整している。 ・児童が意見を述べやすいよう職員が配慮する。 ・児童の意見表明の場となるよう、職員の介入は最小限にしている。意見に対し、どう解決していくかまで話し合うようにしている。 ・各棟で全職員が児童と一緒に話し合う機会を大事にしている。 ・児童からの要望について、職員会議で話し合っている。 		

(3) 児童の意見聴取の取組について

意見聴取の機会	はい	14 施設	
	いいえ	1 施設	3歳未満の乳幼児が対象なので実施できない。
アンケートの頻度 (アンケート、個別面接、その他方法から複数選択可)	毎週	0 施設	
	月1回	0 施設	
	月2回	0 施設	
	半年に1回	4 施設	
	随時	4 施設	
	その他	2 施設	年1回 小学生以上の児童を対象に実施し、回答しやすい内容とする。
個別面接の頻度 (アンケート、個別面接、その他方法から複数選択可)	毎週	1 施設	
	月1回	0 施設	
	月2回	0 施設	
	半年に1回	3 施設	
	随時	7 施設	
	その他	2 施設	全児童に年1回実施し、必要があれば随時。 アンケート結果を元を実施。
その他の方法 (アンケート、個別面接、その他方法から複数選択可)	毎週	0 施設	
	月1回	0 施設	
	月2回	0 施設	
	半年に1回	0 施設	
	随時	2 施設	食事の嗜好調査。心理士面談、担当面談。 児童や母からの相談時に随時実施。
	その他	1 施設	児童相談所との面接、心理士との面接から情報を得る。
アンケートの実施者(要約)	・班長、係長、担当職員、保育士、人権擁護推進員、少年指導員、栄養士など		
個別面接の実施者(要約)	・施設長、主任、心理士、人権担当職員、個別対応職員、担当職員、少年指導員など		
その他方法の実施者	・人権推進委員、個別対応職員、主任		
職員向けの取組(要約)	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護担当職員などによる職場内研修開催(第三者評価・自己評価結果、人権について)。 ・法人主催の研修、職場外研修の受講。 ・人権チェックリストの各自点検(年複数回)。 ・人権侵害事例が起こった際にはヒヤリハットなどの報告書を作成し、回覧。 ・児童間のトラブルの集計、分析を行うことで、職員の人権擁護に対する意識作りを行っている。 ・人権マニュアルの見直し。 ・意見箱に投函された意見を職員会議で検討し、共有。 ・職員ヒアリング等の調査を実施し、組織で検討(年1回)。 ・施設内行動チェック(規範意識)を月1回実施し、毎月の職場内研修で報告。 		
児童向けの取組(要約)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が入所時に説明をしている。 ・随時、各棟で個別に話し合いをしている。 ・子どもの権利ノートはリビングに置いていて、いつでも見ることができる。 ・施設が作成した「権利ノート」を用いた学習 ・ソーシャルトレーニング研修に積極的に参加している。 ・CSPプログラム導入。 ・人権に関する絵本の読み聞かせなどによる教育。 ・外部講師による人権教育。 ・年齢別、性別などに応じた性教育の実施。 ・児童へのアンケート、個別面接を実施。 		
子どもの権利ノートを 活用した児童への研修 ※	はい	6 施設	
	いいえ	4 施設	・入所前に児童相談所から説明を受けているため。 ・入所時に配布し説明しているが、定期的な読み返しが必要と考えており、来年度実施予定。 ・施設独自の「権利ノート」を作成し、活用。
子どもの権利ノートを 常時置いているか ※	はい	8 施設	
	いいえ	2 施設	児童に説明しているので、置いていない。
工夫点について(要約)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設独自の「権利ノート」を作成し、児童の権利学習に役立っている。 ・専門職員との連携により児童を多角的に見ることで、些細な変化に気付く体制作りを行っている。 ・児童同士の間関係について、記録や引継ぎ等で確認し、職員の介入が必要な事案には直ぐに対応している。 ・「子どもの権利ノート」や施設独自の「権利ノート」について児童会の議題として話し合う。 		

※印の質問は、乳児院・母子生活支援施設を除く10施設を対象とする。

